

平成 1 9 年 9 月 2 1 日

柴田町議会

議長 伊藤 一 男 殿

議会運営委員会

委員長 佐藤 輝 雄

議会運営委員会視察研修報告書

先に実施した議会運営委員会視察研修の結果を、下記のとおり報告
します。

記

1 期 日 平成 1 9 年 7 月 3 日（火）～ 5 日（木）

2 視察地及び研修事項

1) 三重県菰野町議会

議会運営について

議会活性化への取り組みについて

2) 三重県伊賀市議会

議会の活性化について

議会基本条例の制定について

3 研修概要 別紙のとおり

1. 町の概要

菰野町は、三重県の北部に位置し、名古屋から約70km、県内最大の都市四日市に隣接し、西は標高1,212mの御在所岳を中心に鈴鹿山脈によって滋賀県と境をなしている。東西約13km、南北10.6km、総面積107.28平方kmで、ほぼ四角い形をしている。

昭和3年に町制を施行し、昭和30年4月1日、朝上村と千種村が合併して朝明村となり、次いで昭和31年9月30日、菰野町と鵜川原村、竹永村が合併して菰野町として発足。昭和32年1月15日、菰野町と朝明村が合併し現在に至っている。

平成19年3月末現在町の総人口は40,274人で、世帯数は14,066世帯となっている。

2. 研修内容

1) 議会運営について

議会の概要

- ・議員法定数26人で条例定数は21人。現在欠員1名いるため20名だが、次回の一般選挙から18人となる。平成19年4月1日現在の平均年齢は61歳。
- ・常任委員会は、総務財政常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の3つで、任期は2年。委員定数は各委員会とも7人。
- ・特別委員会は現在、談合防止入札制度調査特別委員会、行政改革特別委員会、図書館建設特別委員会の3委員会が設置されており、事件調査終了時までの任期としている。
- ・議会運営委員会の委員定数は7人以内で、会派所属議員数に応じて選出している。任期は2年。
- ・会派は議員数2～3人の7会派があり、無会派も1名いる。
- ・議会広報の編集は、会派代表による議会だより編集委員会が主体となって当たっている。
- ・諸会議は全員協議会と会派代表者会議。
- ・議員報酬は議長が40万円、副議長が32万円、議員が30万円となっている。
- ・政務調査費は、会派または議員に対し、議員1人当たり月額3万円を交付している。
- ・会議録は次回定例会までに行政側、全議員、図書館、情報閲覧室に配布している。

議員の発言

) 代表質問

- ・定例会において、各会派を代表して各1人が町長の施政方針に対して代表質問を行うことができる。
- ・通告期限は、開会日翌日の正午まで。

- ・ 質問回数は最初の質問を含め 3 回以内とし、時間は答弁を含めて 60 分以内としている。(最初の質問は 30 分以内)
-) 一般質問
- ・ 通告は、開会日翌日正午まで。
- ・ 通告事項はできるだけ具体的に明記する。
- ・ 1 人の持ち時間は、答弁を含め 60 分以内とする。(最初の質問は 20 分以内)
-) 関連質問
- ・ 同一会派内の一般質問に限り関連質疑を行うことができる。
- ・ 質問時期は、全員の一般質問終了後で、質問時間は答弁を含め 30 分以内としている。
- ・ 関連質問は一般質問をした者を除く。
-) 議案質疑
- ・ 一括質疑・一括答弁の方法により行い、自己の所属する常任委員会・特別委員会に関する議案に対して質疑をしない。
- ・ 個人の意見は差し控え、議案に関する質疑または不明な点を質すのみにとどめるものとし、一般質問にわたる質問は行わない。

2) 議会活性化への取り組みについて

～身近な議会、開かれた議会を目指して～

議会情報の発信

) インターネットでの情報提供

- ・ 町ホームページに議会サイトを設置
- ・ 定例会の日程・質問内容通告をホームページに掲載
- ・ 議会ホームページに会議録検索システムを設置
- ・ 会議録検索システムの機能を追加... 代表質問・一般質問の通告内容掲載

) 議会情報の提供

- ・ 新聞等マスコミへの定例会情報の提供... 記者クラブへファックス送付
- ・ 議会事務局、支所で質問通告内容の配布
- ・ 提出議案の概要を防災行政無線で放送
- ・ 提出議案の概要を傍聴人に配布

議会傍聴と会議録

) 議会傍聴への対応

- ・ 傍聴人に分かりやすい議場設備... 庁舎 1 階ロビーのモニターに議会映像を放映。また、議場内モニターを使用した資料映像が見れるよう傍聴席にモニターを設置
- ・ 傍聴規則の改正... 個人情報保護の観点から傍聴受付の見直し
- ・ 委員会の積極的公開

) 町図書室に会議録配本

議員報酬と費用弁償、政務調査費

) 議員の報酬・費用弁償改正

- ・ 報酬の二重取りと誤解されやすいことから、会議出席時の費

- 用弁償の廃止、出張時の費用弁償の大幅削減
- ・報酬の日割り計算への改正
 - ）政務調査費制度の導入... 透明性を確保するため、領収書の添付や収支報告の閲覧制度を新設
- 政治倫理
 - ）政治倫理の確立... 政治倫理条例の制定
- 議会改革
 - ）議会改革の論議
 - 平成17年12月議会で行政改革特別委員会が設置され、行政分野での改革審査が開始されたのを契機に、議会改革のため議会運営委員会で論議を開始した。
 - ・常任委員、議会運営委員の任期を1年から2年に委員会条例を改正
 - ・先進議会への視察研修
 - ）議長交際費の用途基準作成... 用途の明確化、透明性の確保
 - 議会環境の整備・拡充
 - ）議会図書の実充... 計画的拡充
 - ）会派室の設置... インターネット環境の整備を行い、会派パソコンでの情報入手に配慮
 - ）議会事務の高度化・合理化
 - ・各種議員研修や質問項目に関する資料提供等の調査業務の拡充... 質問フロッピーディスク化や湯茶提供等の業務の見直し
 - ・質問通告のフロッピーディスク提出

3. まとめ

本町では議会活性化特別委員会を設置し「開かれた議会」「活発な議会活動」等について平成17年～18年にかけて種々の議会改革に取り組んできたが、菰野町では同様の改革を議会運営委員会で審議し、随時見直しを図っている。町の財政状況に違いはあるが、ホームページを活用しての会議録検索システムの導入や質問通告の掲載、マスコミや防災行政無線等の活用により議会情報発信を積極的に行っている。さらに、ほとんどの議員が会派代表質問や一般質問を行う等、議会活動の活発な様子が伺え、大いに参考になったところである。

1. 市の概要

三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源地となっている。

京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都に隣接する地域として、また、交通の要衝として栄えてきた。

平成16年11月1日に1市3町2村（上野市、島ヶ原村、伊賀町、阿山町、大山田村、青山町）が合併して伊賀市となった。

平成19年3月31日現在の人口は102,550人で、世帯数は38,685世帯となっている。

2. 研修内容

1) 議会運営について

議会の概要

- ・議員法定数・条例定数・現員はいずれも34人である。党派別議員は無所属26人、自民党1人、民主党3人、公明党3人、共産党1人となっている。
- ・常任委員会は、総務常任委員会（定数9人）、教育民生常任委員会（同9人）、産業経済常任委員会（同8人）、建設水道常任委員会（同8人）の4つ。
- ・議会運営委員会の委員定数は9人以内で、会派代表者会議で調整している。任期は1年。
- ・会派は議員数3～8人の6会派があり、無会派も4名いる。
- ・議会広報の編集は、市議会だより編集委員会が主体となっている。
- ・議員報酬は議長が53万円、副議長が46万7,000円、議員が42万3,000円となっている。
- ・政務調査費は、議員に対し、議員1人当たり月額2万円を交付している。
- ・行政視察は、1人当たり常任委員会が年額9万円、議会運営委員会が6万5,000円、海外研修は旅費の全額を公費負担している。
- ・本会議及び予算特別委員会の模様は、ケーブルテレビで中継している。
- ・正副議長選挙に当たっては、立候補制を採用し、立候補者の所信表明会を開催している。

議員の発言

) 代表質問・一般質問

- ・質問形態は一括質問答弁方式及び一問一答方式とする。

- ・ 発言通告書は招集日の本会議終了後から招集日の翌日正午まで。
- ・ 代表質問は3月定例会のみで、一般質問は全定例会で行う。
- ・ 質問回数の制限はないが、発言時間は答弁を含めて60分以内としている。
-) 関連質問
- ・ 一般質問全体を通じて質問回数は1回。
- ・ 発言時間は5分以内としている。

2) 議会の活性化・議会基本条例の制定について

議会基本条例制定のきっかけ

- ・ 平成16年の合併時に新市において伊賀市の憲法との位置づけされる「伊賀市自治基本条例」を制定したが、その第5条第2項には「市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに…」と規定しており、これがきっかけとなり議会基本条例を制定した。
- ・ 自治基本条例の第5章には「議会の役割と責務」（第38条～41条）として議会の理念的なことを謳っているが、それを具現化するものとして議会基本条例を制定した。

議会基本条例制定の経過

- ・ 18年4月…市議会の正副議長選挙に伴う所信表明会を実施（公約として基本条例の制定 政務調査費の使途の明確化 議員定数の削減の三つを掲げた議員が議長となる）
- ・ 18年5月16日…議長の私的諮問機関「議会のあり方検討委員会」（以後「あり方委員会」と記述）を設置し、7党派から1名ずつ委員を出して、議長の公約案件を諮問。
- ・ 18年6月～8月…あり方委員会で市民との意見交換会を開催（土日昼夜を問わず83団体・56回）
- ・ 18年10月…条例案を作成
- ・ 18年11月14日～20日…タウンミーティング開催（6回）
- ・ 18年11月27日…あり方委員会から議長に答申。
- ・ 18年12月1日～14日…パブリックコメント実施（95件の意見があり、回答も行った）
- ・ 19年1月9日～2月20日…議会基本条例案について議会の全員懇談会を開催（7回）
- ・ 19年2月28日…市議会3月定例会初日に上程。賛成22、反対11で可決。

議会基本条例の特徴

-) 議会報告会の開催（7条）
-) 市長等への反問権の付与（8条）
-) 市長から提案する重要案件については、7項目の提出論点情報の明示義務の新設（9条）
-) 政策討論会の設置（12条）
-) 委員会等の出前講座の実施（13条）

-) 議員の議案に対する賛否の公表(18条)
-) 議員の定数は自らの責任で決めていく(20条)
-) 議員の報酬も と同様(21条)

3. まとめ

伊賀市では、市議会の中で全国に先駆けて議会基本条例を制定した。正副議長の所信表明会時における議長の公約により取り組んだものであるが、素案づくりは、議長の私的諮問機関である委員会において意見交換会やタウンミーティング、パブリックコメント等により、住民との話し合いを積極的に行って検討されたものである。

当該条例では議会政策討論会の設置、市長等への反問権の付与、委員会等の出前講座の実施等、かなり新しい考え方も導入されており、本町においては、議会基本条例の制定の要否も含めて、今後多くの議論が必要と考える。